

写

答 申 書

北九州市特別職議員報酬等審議会

平成26年7月28日

北九州市長 北橋 健治 様

北九州市特別職議員報酬等審議会

会長 森山 寛

市長及び副市長の給料の額等について (答申)

平成26年6月3日付けで本審議会に対し諮問のあった上記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

## 市長及び副市長の給料の額等に関する答申

本審議会は、平成26年6月3日に市長から「市長及び副市長の給料の額について、意見を求める」旨、また、関連事項として「市長及び副市長の退職手当の額について、参考意見を求める」旨の諮問を受けた。

それ以来、本審議会は、政令指定都市をはじめとする他の地方公共団体の市長等との比較、本市における一般職職員の給与水準の動向並びに本市の財政状況等、市長及び副市長の給料の額等の審議に必要な多くの資料に基づき、公務員を取り巻く昨今の厳しい情勢等も踏まえ、各委員相互に十分意見を交換し、様々な角度から慎重に審議を重ねた。

### 1 市長及び副市長の給料の額の状況

市長及び副市長の給料の額は、平成6年4月に改定され、それ以降、約20年を経過し、現在に至っている。

その間、国の特別職の俸給月額及び他の地方公共団体の市長等の給料の額については、一般職の給与水準の推移等に伴い改定がなされていることが認められる。

また、本市の一般職職員の給与との均衡については、前回改定以降の一般職職員の基本給である給料月額における改定率の累積は▲4.07%で、とりわけ管理職にあつては▲8.83%にまで達している状況である。

この様な状況から、20年来据え置きとなっている市長及び副市長の給料の額は、均衡を失っていることが認められる。

### 2 市長及び副市長の給料の額の改定についての基本的な考え方

市長及び副市長は、政令指定都市特有の人口や産業・経済活動の集積に伴う高度で多様な行政課題の対応など、市政を司る責任者として、その職務・職責は極めて重大なものがある。

また、昨年見直しが行われた北九州市基本計画に基づき、特に重要な政策として位置づけられた「北九州市新成長戦略」、「安全・安心対策」、「行財政改革」を積極的に推進することが強く期待される場所である。

市長及び副市長の給料の額については、その職務・職責を考慮しつつも、国の特別職の俸給月額、他の政令指定都市の市長等の給料の額、本市の一般職職員の給与との均衡及び本市の財政状況等を十分に勘案して決定する必要がある。

### 3 市長及び副市長の給料の額の改定額等

以上の1及び2に掲げる「市長及び副市長の給料の額の状況」及び「市長及び副市長の給料の額の改定についての基本的な考え方」を前提として、慎重に審議した結果、本審議会は現在の市長及び副市長の給料の額を次のとおり改定すべきであるとの結論に達した。

#### (1) 給料の額

市長	月額	1, 230, 000円
副市長	月額	980, 000円

#### (2) 改定の実施時期

この給料の額の改定に関する条例が公布された日の属する月の翌月とするのが妥当と考える。

ただし、「市長等の給与の特例に関する条例（平成25年北九州市条例第4号）」の趣旨を踏まえ、平成27年3月31日までの間、市長及び副市長の給料の額は、改定前の給料の額を10%減額した額とする。

(参考意見) 市長及び副市長の退職手当の額について

市長及び副市長の退職手当の額については、前回改定した昭和 58 年以降の本市における一般職職員の退職手当の支給割合の引下げ率が 25.2% であること等を考慮し、本審議会は次のとおり改定すべきであるとの結論に達した。

(1) 退職手当の支給割合及び額

市 長	支給割合	100分の45
	退職手当の額	26,568,000円
副市長	支給割合	100分の34
	退職手当の額	15,993,600円

※退職手当の額は、いずれも改定後の給料の額により算定した任期満了時の額である。

(2) 改定の実施時期

この退職手当の改定に関する条例が公布された日とするのが妥当と考える。

# 北九州市特別職議員報酬等審議会

会 長	森 山 寛
会長代理	永 井 博 文
委 員	香 月 きょう子
委 員	加 藤 美佐子
委 員	兒 玉 雄 太
委 員	津 留 小 牧
委 員	羽田野 隆 士
委 員	原 田 美 紀
委 員	福 島 昭 一
委 員	松 村 佐和子